

短期退職時の手数料の扱い

弊社の契約に基づき求人者（雇用主）は採用した求職者が、自己の遺志により、または就業規則違反等の求職者の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、弊社は、求人者から支払われた紹介料について次の割合で求人者に払い戻すこととする。

1. 1か月未満で退職した場合 手数料金額の50%相当額
2. 3か月未満で退職した場合 手数料金額の25%相当額

②求職者が、専ら求人者の都合・原因により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の払い戻しは行われないものとする。

以上